

長崎市規則第 86 号

グラバー園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日

長崎市長

鈴木史朗

グラバー園条例施行規則等の一部を改正する規則

(グラバー園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 グラバー園条例施行規則(昭和 38 年長崎市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード」を加え、同条第 3 項第 2 号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎原爆資料館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 長崎原爆資料館条例施行規則(平成 7 年長崎市規則第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 1 号エ中「在留カード」の次に「又は同法第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード」を加え、同条第 3 項第 2 号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市索道施設条例施行規則の一部改正)

第 3 条 長崎市索道施設条例施行規則(平成 10 年長崎市規則第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード」を加え、同条第 2 項第 2 号

中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎ペンギン水族館条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎ペンギン水族館条例施行規則(平成13年長崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市永井隆記念館条例施行規則の一部改正)

第5条 長崎市永井隆記念館条例施行規則(平成20年長崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号エ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市博物館条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎市博物館条例施行規則(平成20年長崎市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則の一部改正)

第7条 長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則(平成20年長崎市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(出島条例施行規則の一部改正)

第8条 出島条例施行規則(平成20年長崎市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市旧居留地建造物条例施行規則の一部改正)

第9条 長崎市旧居留地建造物条例施行規則(平成20年長崎市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市中の茶屋条例施行規則の一部改正)

第10条 長崎市中の茶屋条例施行規則(平成20年長崎市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

第11条 長崎市歴史民俗資料館条例施行規則(平成20年長崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市遠藤周作文学館条例施行規則の一部改正)

第12条 長崎市遠藤周作文学館条例施行規則（平成20年長崎市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号オ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

（長崎市端島見学施設条例施行規則の一部改正）

第13条 長崎市端島見学施設条例施行規則（平成21年長崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

（長崎市亀山社中記念館条例施行規則の一部改正）

第14条 長崎市亀山社中記念館条例施行規則（平成21年長崎市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第3項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

（長崎市心田庵条例施行規則の一部改正）

第15条 長崎市心田庵条例施行規則（平成25年長崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第2項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

（長崎市池島炭鉱体験施設条例施行規則の一部改正）

第16条 長崎市池島炭鉱体験施設条例施行規則（平成28年長崎市規則

第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第2項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市軍艦島資料館条例施行規則の一部改正)

第17条 長崎市軍艦島資料館条例施行規則(平成28年長崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加え、同条第2項第2号中「在留カード」の次に「又は特定在留カード」を加える。

(長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則の一部改正)

第18条 長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則(令和8年長崎市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号ウ中「在留カード」の次に「又は同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。